

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年8月23日

多摩市議会議員 渡辺 しんじ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 防犯カメラの設置状況と今後の取組みについて
- 2 さらになる多摩センター駅周辺の活性化をめざして

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月23日	No. 1
	午前11時43分	

項目別質問内容

<p>1. 防犯カメラの設置状況と今後の取組みについて</p> <p>多摩市では登下校時の児童の安全確保のため、平成26年度より市内小学校通学路に1校あたり5台を目途とし、全17校に東京都の補助金(東京都通学路防犯設備整備補助事業)を利用して平成30年度に設置が完了しました。</p> <p>その後、2台増設をし、現在87台の防犯カメラが子ども達を見守っています。</p> <p>防犯カメラの耐用年数は使用環境や防犯カメラそのものの性能にもよりますが、一般的には5~6年と言われています。</p> <p>市内の設置済み防犯カメラのうち、平成26年度から平成30年度に設置した旧型といわれるタイプは7年間のアフターサービスが設定されていますが、既に7年を過ぎているものもあり、3年に1回交換しているクーリングファンは2回分しか在庫がなく、現在、このファンの製造は中止になっていて、メンテナンスや修理などが難しい状況です。</p>
<p>(1) 不審者情報が絶えない状況で今、まさしく更新時期をむかえた市内防犯カメラですが、市の防犯カメラに対する現状の認識、見解を伺います。</p> <p>(2) また、ここ数年、市民から防犯カメラの増設の要望が多くあります。以前の一般質問でも取り上げましたが、テレビのニュースなどでもわかるように様々な事件事故は防犯カメラが証拠となって事故処理の迅速化、犯人の特定や早期解決に繋がり、もはや社会インフラといっても過言ではありません。犯罪抑止、事件事故の早期解決はもちろんのこと、市民の体感治安にも繋がります。</p> <p>市の今後の取組みを伺います。</p> <p>(3) 前段で述べたように市内の防犯カメラは旧型タイプということですが、新しいタイプとの性能などの違いがわかりましたら伺います。</p> <p>また、1台あたりの金額、設置費用なども伺いたいと思います。</p> <p>(4) 市内の防犯カメラは市で設置した他に防犯協会や商店会、また自治会などが設置していると思いますが、市としてどの程度、把握をしているのか伺います。</p>
<p>2. さらなる多摩センター駅周辺の活性化をめざして</p> <p>今年1月、京王プラザホテル多摩が32年間の営業を終了しました。</p> <p>また、永山駅近くのホテルも来年3月に営業を終了するそうです。</p> <p>もとより、宿泊施設の少ない多摩市にとって、いろいろな意味で大きなダメージを受けます。</p> <p>パルテノン多摩の大規模改修、中央図書館の開館、これから本格的に始まる多摩中央公園のリニューアルなど、多摩センター駅周辺の公共事業、多摩市が目指してきた、まちづくりの取組みは紆余曲折あったかもしれませんが、着実</p>

項目別質問内容

に進んでいます。しかし、来街促進、にぎわい創出に欠かせないのが、宿泊施設などの商業施設です。

また、バリアフリー、ユニバーサルデザインなどのインフラ整備も改めて考えていかなければならない時期になったと思います。

多摩センター駅周辺の更なる活性化、利便性を今一度、官民連携して取組んでもらいたく、以下、質問します。

- (1) 市内宿泊施設の重要性について市の見解を伺います。
- (2) 京王プラザホテル多摩跡地について、情報等あれば教えてください。
- (3) 多摩センター駅バスターミナル及び駅改札からの階段にエスカレーター
の整備を要望していましたが、その後の進捗状況を伺います。
- (4) パルテノン大通り改修計画について伺います。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年8月23日

多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 タブレット一人一台時代における、学校の役割～
主権者教育・民主主義を実践的に学ぶ

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月23日	No.2
	午前10時27分	

1 タブレット一人一台時代における、学校の役割～ 主権者教育・民主主義を実践的に学ぶ

国連が掲げた、持続可能な開発目標、SDGsの17の目標や、ロシアによるウクライナへの侵攻、地球温暖化、地球沸騰化を止めるため、2030年に向けたカーボンハーフへの取り組み、このような大きな課題に対し、今のおとなは、どれだけのことが出来るでしょうか？

次の世代、或いは、今の小中学生に希望の持てる社会を渡せるでしょうか？

多摩市は今、市長の強い思いから向こう10年間の市の上位計画となる、第6次総合計画に取り組んでいます。

その子どもたちも、その計画が終わるころには、すでにおとなとなり、社会の一員として歩き出す方も多いでしょう。

それまでに、彼らが、何かあっても、前を向き、暴力によらない民主主義に則ったやり方で乗り越えられ、平和な、誰一人取り残さない社会の担い手となるために学校で、何を学び、どのような体験をし、実践すべきことは何なのかを考え、以下質問させていただきます。

- (1) 学校では民主主義を教えていますか。
- (2) 民主主義の土台、民主的解決は、対話力にあると思うのですが、多摩市教育委員会のご見解を伺います。
- (3) 子どもたちは、民主主義の土台、つまり対話による解決をどのような場面、実践によって学ぶのでしょうか。
- (4) 中学校についてお聞きします。
主権者教育と聞くと、政治的中立を担保するなどのため、先生への負担を強いるとの懸念があると聞きます。しかし、主権者教育で大事な事は、身近な出来事であっても自ら考え判断し主体的に行動する、成功体験を積み重ねることではないでしょうか。
ご見解を伺います。
子どもの社会である学校には、成績のつけ方、校則、行事など題材は豊富にあります。その決定のプロセスに主体的に関わり、実践するこ

とが主権者教育であると捉えれば、先生方も教えやすくなるのではないのでしょうか？

- (5) 学校では子ども同士のトラブルは少なくありません。いじめ防止対策推進法では、「相手が精神的な苦痛を感じているものは、いじめである。」としています。子ども同士の対話的、民主的解決の訓練をする機会を奪わないためにどのようなことに気をつけているのかお聞きします。
- (6) 国連が掲げる SDGs、つまり、世界が目指すゴールは誰一人取り残さない社会ですが、学校で意思決定が多数決で決められた場合、整合性をどのように子どもたちに伝えているのか、伺います。
少数意見が切り捨てられることのない為に、先生ほか、おとなはどのような姿勢で関わるのでしょうか。
- (7) 一般的に、子どもたちに「仲良くしましょう。」「心を一つに」などと言うことが多いですが、他方、私たちは、誰一人同じ人はいないことを認めた多様性の尊重を掲げています。
「仲良くする」ことは大変難しい上に、同じ考えになることは不可能です。この言葉に子どもたちが追い詰められていることはないのでしょうか？
又、その仲良くするとは、どの程度のことか。遊びたくなければ遊ばなくても挨拶はする、折り合いのつけ方など、具体的な方法、態度、レベルを分かり易く伝えることは、重要です。
ご見解をお聞きします。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2023年8月20日

多摩市議会議員 小林 憲一

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 過去の水害の教訓も生かし、命とくらしを守る対策を住民参加でつくるために…西日本豪雨災害（2018年7月）などの経験にも学ぶ
- 2 統一協会による市内での研修施設建設ストップへ、この間の経過をふまえて、市としてどう臨んでいくのか、うかがう…世論をどうつくり、これを「建設断念へ」、どう活かしていくか

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月20日	No. 3
	午後9時9分	

1. 過去の水害の教訓も生かし、命とくらしを守る対策を住民参加でつくるために…西日本豪雨災害（2018年7月）などの経験にも学ぶ

今年も、本格的な台風シーズンを前にして、7月には九州北部や秋田県、8月にも台風7号に起因する線状降水帯の発生で、岡山県、鳥取県などで大規模な水害が起きました。2018年7月に、九州北部や中国地方、四国等で発生し、多大な人的物的被害をもたらした「西日本豪雨災害」の記憶は、私たちにとってもまだ新しいところですが、私は先日、この「西日本豪雨災害」の実態、甚大な被害の要因、そして住民参加による日頃の防災準備の重要性など、岡山県の大河である高梁川支流の小田川流域にあり、犠牲者51名を出した倉敷市真備町の現地視察も含めて学ぶ機会を得ました。

今回の質問では、そこで学んだことを私なりに整理し、想定される多摩川・大栗川水害への対応として活かせることはないか？との立場で、質問をおこないます。教訓は、大きく分けて3つにまとめました。

第1は、該当する地域に仮に線状降水帯が発生していなくても、主要河川の上流部に線状降水帯が発生すれば、これが起点となって、下流部で大洪水が起こりうるということです。2018年7月6日から7日にかけて大水害が起こったのですが、中国山地に源を發し南流して瀬戸内海に注ぐ高梁川では、その上流部に線状降水帯が発生し、急激に水量が増したこと、そして上流部のダムが緊急放流をおこなったことが加わり、西側から高梁川に注ぐ支流の小田川では、高梁川との合流地点からの逆流（バックウォーター現象）が起こり、その膨大な水が、堤防高の低いところに集中し、それが小田川堤防の大決壊、さらに小田川支流の高馬川や末政川の堤防決壊となり、真備町の少なくないところで浸水5メートルを超える（つまり2階部分まで浸水する）大災害となりました。この水害のメカニズムをしっかりと捉えることが重要だと思います。

第2は、今あげたような情報が、気象庁、国土交通省・県など河川管理者、そして市町村など基礎的自治体から、適切に早めに住民に伝わり、避難に結び付いたのか？ということです。その地域で線状降水帯が発生していなくても、上流部の状況によってバックウォーター現象が起こり、大水害になりうることをよく理解し、命を守るための早めの避難指示が自治体から出され、それに対応した住民ぐるみの全員避難ができるかどうか、まさに生死を分けることとなります。じつは、同じ高梁川・小田川流域で真備町の北東側に隣接する総社市下原地区では、大洪水が来る前の7月6日深夜から翌7日にかけて、総社市からの避難指示に、地区の自主防災組織が応え、市の支援も得て、全120世帯350名全員が指定の避難場所に避難することができました。

第3は、情報伝達、実際の避難方法などを、住民参加でよく検討しておくことです。先に上げた下原地区の自主防災組織では、古くからの集落ということもあって、ほぼ全世帯が町内会、自主防災組織に参加していることに加

え、リーダー的な方たちの努力もあって、夜間の避難訓練なども含め日常的な訓練をおこなっていて、住民の防災意識がきわめて高かったことが、自治体の避難指示に正面から応えて、奇跡的な全世帯避難につながったとうかがいました。多摩市でも、水害が想定される地域では、自主防災組織が機能していますが、情報伝達の方法、これに適切に呼応する地域づくり、自主防災組織からの要望を取り入れた避難方法の確立などの点では、まだまだ課題も多いと思います。

以上のことをふまえ、以下、具体的に市長の見解を質します。

(1)多摩川上流部での線状降水帯の発生による急激な水位上昇、またこれに加え、上流の小河内ダム等の緊急放流による水位上昇、そしてバックウォーター現象の発生を想定した備えは、どのようになっていますか？ お答えください。

(2)上記に関連して「流域治水」という考えに基づき、多摩川流域の市町村との連携、また東京都や国土交通省、気象庁等との連携は、どのようになっていますか？ また、河川敷内の樹木の繁茂対策、川底を下げる対策、さらに橋げたの多い（京王線鉄橋など）箇所での流木等による「ダム化」対策、堤防高の低い箇所への対策などは、どうなっていますか？ お答えください。

(3)バックウォーター現象が起こりうるなど、早めの避難につながる住民への情報伝達は、どのようになっていますか？ お答えください。

(4)情報伝達と、実態に即した避難方法の具体化には、自主防災組織などとの協議など住民参加が欠かせません。多摩市の該当地域での自主防災組織では、前文で紹介した下原地区のように、全世帯参加というようにはなかなかいきません。悩みがあると思います。これに、市としてどう応えていくのか？が重要です。自主防災組織からは、どんな悩み、要望が出ていますか？ お答えください。

(5)避難方法については、この間、コロナ禍もあり、縁故避難、自宅避難、緊急時の駅前の民間ビル等を活用した垂直避難、高齢者・障がい者など要配慮者への公的な支援など、さまざまなことが提起されてきました。これらを整理して、該当地域の全住民を対象にした、それぞれの避難方法の具体化を想定する必要があると思います。市のとりくみの現状をうかがいます。お答えください。

(6)前文で紹介した真備町の例では、多くの全壊・半壊家屋が出ました。水害のさいの災害ごみの処理方法の想定も必要です。見解をうかがいます。また西日本豪雨災害の被災地では、浸水時、家屋の被害はあきらめざるをえないとしても、車への被害をなんとか防ぎたいという要望もあったそうです。多摩市でも2019年の19号台風のさいに、車への被害がありました。このことへの対策をうかがいます。

2. 統一協会による市内での研修施設建設ストップへ、この間の経過をふまえて、市としてどう臨んでいくのか、うかがう…世論をどうつくり、これを「建設断念へ」、どう活かしていくか

今年3月初めに、世界平和統一家庭連合（以下、統一協会と表記）による市内での6,300平米の土地購入が公になって以降、4月29日、統一協会の多摩市進出に反対する市民グループ「統一教会はNO！多摩市民連絡会」が結成、5月28日、ジャーナリストの鈴木エイト氏を招いての講演会と市長あての署名運動開始、6月7日、「統一協会の実態把握と『適切な対応』」を求めて、阿部市長が、文科省と都知事に要望書提出、直後の第2回定例会市議会で5会派による一般質問でのこの問題の取り上げがあり、このなかで昨年4月の土地取引行為に先立って、市長から売主に対して、土地利用に関して、①多摩市都市計画マスタープランに基づき「産業・業務地区」とすること、②「この施設を利用して住民サービスが可能にすること」の2つの助言がおこなわれたこと、そして、この内容が、今回の統一協会による土地利用計画には、まったく反することも明らかになりました。

さらに6月20日、統一協会から多摩市に対して、所有地に「400人の宿泊施設」と「800人を収容できるホール」を備えた、鉄筋5階～6階建て、延べ床面積9,000平米の研修施設を建設する計画と、そのための既存の建物の解体工事の計画が示され、その翌日、阿部市長は直接、統一協会本部に乗り込み、「少なくとも、統一協会に対して宗教法人法に基づく解散命令がなされないことが確定するまでの間、解体や建築など一切の工事をおこなわない」よう強く求めました。にもかかわらず統一協会はこれを無視し、「土地を更地にすることを粛々とすすめても誰かに迷惑をかけるものではない。とりあえず解体だけはすすめる」として、7月3日から解体工事に着手しました。市長は同日、「本件土地において造成、新たな建物の建築をおこなうことのないよう求める」とのコメントを発表したうえで、「本市からの申し入れの趣旨に沿い、少なくとも貴法人に解散命令がなされないことが確定するまでの間、これ（解体工事後の新たな建物の建築）をおこなわないものと本市は理解しているが、そのような理解でよいか」とする公開質問状を送りました。しかし統一協会は、この質問に真摯に答えることをしないうえに、「貴

市に当法人の本件土地利用計画を制限する法律上の権限はない」と開き直り、また統一協会に対する解散命令請求を視野に入れた「報告徴収・質問」を違法などとする、根拠のない見解を示しています。この不誠実極まりない回答を受けて市長は、「関係機関との連携を強化しながら、更なる手立ても検討してまいります」とし、統一協会に対しては「誠意ある対応を引き続き求める」としました。

こののち、7月24日には、「統一教会はNO！多摩市民連絡会」から、統一協会による新たな施設建設をストップさせるために、市長に対して「あらゆる手段を講じる」よう求める要請書が、43,800を超える署名簿とともに提出され、市長は、「短期間に市民が気持ちを表したのは重い。世論をバックにしながら、引き続き統一協会に誠意をもって対応するよう求める」と語っています。また東京都市長会は7月31日、東京都に対し、「多摩地域での（統一協会の）活動拠点の構築の動きで、地元市だけの問題ではなく、市長会として対処すべき事案」「今後、多摩地域の他の自治体でも同様の事案が生じることも予想される」などと指摘、建築行為の手続きで厳正に対応することや、国に対応するよう働きかけることを申し入れました。

以上の経過をふまえ、以下、具体的に市長の見解を質します。

(1)市長自身が、この間、とってきた行動、また「研修施設建設に反対する」市民の動きも含め、前文で紹介したような経過をふまえ、今後、統一協会に「研修施設建設を断念させる」ことについて、市長自身の思い、決意をお答えください。

(2)前文で紹介したように、昨年の土地取引行為に先立っておこなった市長の土地利用計画での売主への助言の内容は、明らかに統一協会による「研修施設建設」という土地利用計画にそぐわないものです。この点について、助言をおこなった当事者としての市長が、対外的にアピールすべきだと考えます。市長の見解をうかがいます。

(3)今後の展開として、統一協会に多摩市内での「研修施設建設を断念させる」ためにも、また全国どこであれ、統一協会の反社会的活動をさせないためにも、宗教法人法に基づき、裁判所による統一協会への解散命令、つまり宗教法人格を剥奪することが、きわめて有効だと考えます。このことについての市長の見解をうかがい、また、その前提となる所管庁である文部科学省による裁判所への解散命令請求が速やかに実行されるよう、市長として求めるべきだと考えますが、見解をうかがいます。

(4)この間、政治家が統一協会と関係をもつことが、統一協会の活動にお墨付きを与え、いわゆる「広告塔」となってきたという指摘があります。いわゆる宗教2世の方たちは、このことをふまえて、政治家は、統一協会との関係を断つべきだと求めています。このことについて、市長の見解をうかがいます。

(5)この間、東京都市長会の動きもあり、自治体相互の連携が重要になっています。多摩地域では、府中市でも統一協会の関連団体の進出の動きがあります。統一協会問題での自治体相互の連携の可能性、課題などについて、見解をうかがいます。

(6)統一協会に、最終的に進出を断念させる決め手になるのは、やはり世論がどれだけ高まるかにかかっていると考えます。世論の高まりをバックに運動をすすめていくイメージについて、市長の思いをお答えください。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ①「質問1-(1)」に関連して、多摩川上流の小河内ダム等の過去の「緊急放流」の記録。
- ②同様に、「質問1-(1)」に関連して、バックウォーターのメカニズムを説明する資料など。
- ③「質問1-(2)」に関連して、2021年11月施行の流域治水関連法の内容を説明するパンフレットなど。
- ④同様に、「質問1-(2)」に関連して、多摩川支流の大栗川、乞田川の堤防高の資料。
- ⑤「質問1-(4)」に関連して、浸水想定区域での自主防災組織から寄せられている悩みや要望についての資料。
- ⑥「質問1-(5)」に関連して、個別の事情にも対応した避難方法を一覧にしたもの。
- ⑦「質問1-(6)」に関連して、車の避難方法の一覧。
- ⑧「質問2-(2)」に関連して、「助言」の(2)に出てくる「当該地域の『業務用地譲受人募集要領』」。
- ⑨6月20日、統一協会から多摩市に示された研修施設等の計画の内容を示す資料（文書での計画であれば、その文書）。
- ⑩7月3日付の多摩市から統一協会への公開質問状への7月5日付の統一協会からの回答書。
- ⑪今後、統一協会が、当該地での新施設建設を強行する場合に、国・都・市など諸官庁との関係で発生することが想定される事務手続き一覧。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年8月22日

多摩市議会議員 折戸 小夜子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 介護のある暮らしの介護保険制度のあり方
—誰もが安心して老後を過ごせるために—

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月22日	No. 4
	午後 6時 5分	

1. 介護のある暮らしの介護保険制度のあり方

—誰もが安心して老後を過ごせるために—

高齢者の増加とともに介護ニーズが拡大する危機感を背景に 2000 年度から介護保険制度が始まりました。

加入者（被保険者）は介護が必要と判断（要支援認定、要介護認定）された場合に、サービスが個別に給付されます。制度は「利用者本位」を掲げ、認定者が必要なサービスを選択できるとしています。

しかし、介護保険法の改正と 3 年ごとに見直される介護報酬基準の改定は、利用者の選択肢を少しずつ狭める「給付抑制」を続けています。

例えば、給付の対象になるサービスは在宅と施設に大別されますが、利用者の 8 割は在宅サービスを選んでいきます。かつて在宅サービスで利用者が多いのはホームヘルプサービスとデイサービスでしたが、2014 年改正で要支援認定者（要支援 1 と 2）への給付は削除され、市区町村の地域支援事業に移されました。ホームヘルプサービスは第一号訪問事業、デイサービスは第一号通所事業に変わりました。

給付と事業の大きな違いは財源確保の問題です。給付は認定者とともに費用が増えれば政府には財源の確保が義務付けられています。

しかし、市区町村の地域支援事業は費用に上限があり、要支援認定者が増えても市区町村は予算の範囲でやりくりが求められているのが現状です。

多摩市の高齢者数は令和 5 年で 43,355 人、令和 12 年で 48,596 人、高齢化率は令和 5 年で 29.3%、令和 12 年で 32.5%と推計されています。

介護保険の見直しは、率直に現実に向き合い課題を整理して自治体から介護保険制度について声を上げる必要があるのではと、以下質問致します。

(1) 厚生労働省 2016 年国民生活基礎調査では、介護が必要となった主な原因のトップは認知症 18%、二位は脳血管疾患 11.6%、三位：高齢による衰弱 13.3%、4 位：骨折・転倒 12.1%、五位：関節疾患

10.2%、六位：心臓病 4.6%、七位：パーキンソン病 3.1%、八位：糖尿病 2.7%、九位：がん 2.4%、十位：脊椎損傷と続いています。

多摩市での現況について伺います。

(2) 介護を必要とする人の周りには、配偶者の家族、親族、友人、知人など介護者がいますが、多摩市での状況と介護ストレスの対応について伺います。

(3) 介護認定を申し込むとどのような手順で調査されて審査結果が届けられるかについて伺います。

(4) 訪問調査員の仕事の実態について伺います。

(5) 介護認定審査結果への疑問があり介護度区分変更申し出をする理由、内容と件数について伺います。

(6) 介護保険制度の持続可能性に向けての自治体としての課題はどのように認識しているかについて伺います。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2023年（令和5年）8月23日

多摩市議会議員 しのづか 元

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 働き方改革、2024年問題を考える
- 2 困難な問題を抱える女性への支援について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月23日	No. 6
	午前8時46分	

1. 働き方改革、2024年問題を考える

2024年4月から、建設業や物流・運送業では、労働基準法の改正（働き方改革関連法）によって労働者の時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます。この規制の適用により生じる様々な問題は、「2024年問題」と呼ばれ、メディアなどでも大きく取り上げられています。企業がこの2024年問題をクリアするには、働き方改革の推進が欠かせませんが、背景にはこの業界の高齢化や、労働人口の減少に伴う人材不足で長時間労働が常態化しているといった労働環境問題の課題があり、これらの課題解決には短時間では難しい点を考慮して、働き方改革関連法の適用が5年間延期された経緯があります。建設業については、国土交通省が「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定して週休2日等の休日を確保する工期設定、適正な労働時間の管理、建設キャリアアップシステムの加入の推進、社会保険への加入の推進、IOTの導入、ICT建機の活用など生産性の向上を図る取り組みなど働き方改革を実現するための具体的な施策を提案しています。発注者である多摩市としても、来年度から公共工事や様々な公共調達においてかなりの影響が出るものと考えますが、予算の確保、週休2日制を確保するための適正な工期設定、経費補正、現場の労務管理など、今後の対策について市の見解を伺います。

2. 困難な問題を抱える女性への支援について

2022年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、困難女性支援法）が成立し、2024年4月1日施行へ向けて準備が進められています。

女性たちは、DVや性虐待など家族からの暴力、性暴力、性的搾取、離婚、貧困、心身の疾患や障がい、居場所の喪失、社会的孤立、予期しない妊娠・中絶・出産、孤立した子育てなど様々な困難を抱えてきましたが、コロナ禍によってこうした課題がより顕在化したことで、このような困難を抱える女性たちを支援する仕組みができることになりました。

これまで、困難な問題を抱える女性支援の根拠法は、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする、今から67年前の1956年に制定された売春防止法しかなく、第4章の「婦人保護事業」で規定された、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設での限定的な対応にとどまってきました。更に2001年に制定されたDV防止法によって、被害者支援の中心となる「配偶者暴力相談支援センター」の機能を、「都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設」に担わせるとされて以降は、DV防止法に基づく被害者の保護が中心的な業務となってしまう、本来の更生保護

やDV以外の事情で困難を抱えている女性に対する支援は周縁に追いやられたままになっています。

新たな困難女性支援法では、売春防止法の「補導処分」や「保護更生」を廃止して、その目的を、女性が日常生活または社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することとしています。

困難女性支援法の制定によって、売春防止法の差別的な理念を抜本的に変えることができたという意義はありますが、困難を抱える女性にとって本当に実効性のある法律になるかどうかは今後の取り組みにかかっています。特に住民に最も身近な行政機関である基礎自治体である多摩市の取り組みが重要と捉え、以下質問いたします。

(1) 国が定める基本方針に基づき、都道府県は基本計画を定め、市区町村は基本計画の策定に努めることとされていますが、多摩市としてはどのような対応を考えているのでしょうか。

また、地方公共団体は、単独でまたは共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関や民間団体その他の関係者によって構成される「支援調整会議」を組織するよう努めるものとされていますが、多摩市としての対応はいかがですか。

(2) この法律では、先駆的な女性支援を实践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みの構築がポイントとなっていますが、市ではどのような対策を考えているのか見解を伺います。

(3) 前段で述べたように、女性が抱える困難には、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情があり、これらを支援するには民間団体との連携はもちろんのこと、庁内組織の緊密な連携が欠かせないと考えます。市としてはどのような体制で臨むつもりなのか、お考えをお聞かせください。